

市報第5号

横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分

報告

横浜市国民健康保険条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成22年3月31日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

平成22年3月31日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第18号

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「470,000円」を「500,000円」に改める。

第16条の3第3項中「120,000円」を「130,000円」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る特例）

第17条の2 当該世帯に属する被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例

対象被保険者等」という。)である場合における第15条、第16条の4及び第16条の9の規定の適用については、第15条第1項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」(特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。第16条の4第1項及び第16条の9第1項において同じ。))と、同条第2項中「以下同じ。))」とあるのは「以下同じ。))」(特例対象被保険者等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市町村民税又は特別区民税の額に相当する額。第16条の4第2項において同じ。))とする。

第19条の見出し中「または被保険者数」を「又は被保険者数等」に改め、同条第1項中「介護納付金賦課被保険者」の次に「若しくは特例対象被保険者等」を加える。

付則第10項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

付則に次の1項を加える。

(平成22年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例)

36 平成22年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第20項の規定により

読み替えて適用される第15条、付則第30項の規定により読み替えて適用される第16条の4、付則第21項及び付則第31項の規定の適用については、付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条第1項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」（特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。付則第30項の規定により読み替えて適用される第16条の4第1項、付則第21項及び付則第31項において同じ。）」と、付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条第2項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」（特例対象被保険者等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市町村民税又は特別区民税の額に相当する額。付則第30項の規定により読み替えて適用される第16条の4第2項において同じ。）」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分ま

での保険料については、なお従前の例による。

参 考

横浜市国民健康保険条例の一部改正要綱

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したが、その改正点は、次のとおりである。

- 1 保険料賦課額のうち基礎賦課額の限度額を50万円（改正前 47万円）とし、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を13万円（改正前 12万円）としたこと（第14条第3項、第16条の3第3項）。
- 2 特例対象被保険者等について、離職の日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として保険料を算定することとしたこと（第17条の2、付則第36項）。
- 3 賦課期日後に世帯主又は同一世帯の被保険者が特例対象被保険者等となった場合の保険料の算定について、当該日の属する月から月割をもって行うこととしたこと（第19条第1項）。
- 4 その他関係規定を整備したこと（付則第10項）。

## 横浜市国民健康保険条例（抜粋）

上段	改正後
下段	改正前

（保険料の基礎賦課額）

第14条（第1項及び第2項省略）

3 第1項の基礎賦課額は、 $\frac{500,000 \text{ 円}}{470,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額）

第16条の3（第1項及び第2項省略）

3 第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、 $\frac{130,000 \text{ 円}}{120,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。

（特例対象被保険者等に係る特例）

第17条の2 当該世帯に属する被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第15条、第16条の4及び第16条の9の規定の適用については、第15条第1項中「以下同じ。]」とあるのは「以下同じ。]（特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。第16条の4第1項及び第16条の9第1項において同じ。）」と、同条第2項中「以下同じ。]」とあるのは「以下同じ。]（特例対象被保険者等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額

として計算した場合における市町村民税又は特別区民税の額に相当する額。第16条の4第2項において同じ。）」とする。

( 賦課期日後において納付義務の発生、消滅 又は被保険者数等 または被保険者数 の異動があった場合 )

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者 若しくは特例対象被保険者等 となった場合における当該納付義務者(被保険者の属する世帯の世帯主をいう。以下同じ。)に係る第14条、第16条の3若しくは第16条の8又は次条第1項に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者 若しくは特例対象被保険者等 となった日の属する月から月割をもって行う。

( 第2項及び第3項省略 )

付 則

( 第1項から第9項まで省略 )

( 平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例 )

10 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に所得税法 (平成40年法律第33号) 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得

税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたとき（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号。以下「平成17年地方税法改正法」という。）附則第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第15条及び第16条第1項第1号の市民税額は、当該年度の地方税法の規定による市民税額から4,000円（公的年金等所得が200,000円に満たない場合には、当該公的年金等所得の100分の2に相当する額）を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。

（第11項から第35項まで省略）

（平成22年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例）

- 36 平成22年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第30項の規定により読み替えて適用される第16条の4、付則第21項及び付則第31項の規定の適用については、付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条第1項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」（特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100

分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。付則第30項の規定により読み替えて適用される第16条の4第1項、付則第21項及び付則第31項において同じ。）」と、付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条第2項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」（特例対象被保険者等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市町村民税又は特別区民税の額に相当する額。付則第30項の規定により読み替えて適用される第16条の4第2項において同じ。）」とする。

#### 地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。